本文

関連する計画等

町	地域防災計画、避難実施計画、避難実施要領
県	地域防災計画、食品等の調達計画、運送能力の整備に関する計画、運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、交通規制計画、物資運送計画、高齢者、障害者、乳幼児等の避難に係る計画、収容施設建設計画、土地利用計画、財政計画、備蓄計画、職員動員計画、本部警戒計画
指定地方公共機関	国民保護業務計画

第１章　国民保護に関する基本方針等

１　国民保護に関する基本方針

国民保護に当たっては、以下の事項を基本方針とします。

(1) 基本的人権の尊重（法５、６、武対法３④）

ア　日本国憲法の保障する国民の自由と権利の尊重

国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を最大限に尊重する義務があります。

幸福追求権	憲法13
法の下の平等	憲法14
参政権	憲法15
請願権	憲法16
国家賠償請求権	憲法17
奴隷的拘束からの自由	憲法18
思想・良心の自由	憲法19
信教の自由	憲法20
集会・結社の自由	憲法21
言論・出版の自由	憲法21
居住移転の自由	憲法22
職業選択の自由	憲法22

外国移住・国籍離脱の自由	憲法22
学問の自由	憲法23
生存権	憲法25
教育を受ける権利	憲法26
勤労権	憲法27
労働基本権	憲法28
財産権	憲法29
裁判を受ける権利	憲法32
拷問、残虐刑の禁止	憲法36
刑事補償請求権	憲法40
その他の基本的人権に関する規定は最大限に尊重	

イ　武力攻撃事態における国民の人権に対する必要最小限の制限

国民保護措置の実施に当たり国民の自由と権利に制限を加える場合も、以下の点に注意します。

(ｱ) 国民保護措置を実施するため必要最小限のものに限られること。

(ｲ) 公正かつ適正な手続の下に行うこと。

(ｳ) いやしくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならないこと。

個人の公共的負担	土地等の使用	法82
	物資の売渡しの要請等	法81
	医療の実施の要請等	法85
社会秩序の維持	生活関連等施設の安全確保	法102
	警戒区域の設定	法114
	放射性物資等により汚染された物の移動禁止	法108
重要文化財等の所有等から生じる責務	文化財保護の特例	法125

(2) 国民の権利利益の迅速な救済（法６）

国民の権利利益の救済に係る手続（損失補償、不服申立、訴訟など）については、可能な限り迅速に処理します。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

項目	内　　訳
損失補償(法159①)	特定物資の収用に関すること(法81②)
	特定物資の保管命令に関すること(法81③)
	土地等の使用に関すること(法82)
	応急公用負担に関すること(法113③)
	車両等の破損措置に関すること (法155②において準用する災対法76の３②後段)
損害補償	国民への協力要請によるもの

(法160①)	(法70①・③、80①、115①、123①)
不服申立てに関すること(法６、175)	
訴訟に関すること(法６、175)	

※　町は、これらの手続きに関連する文書について適切に保管し、または、保存期間を延長します。

(3) 指定（地方）公共機関等の自主性の尊重その他特別な配慮（法７など）

ア　指定（地方）公共機関等の自主性の尊重

(ｱ) 日本赤十字社の自主性の尊重

(ｲ) 指定（地方）公共機関の国民保護措置について、自主的判断によることに留意

イ　表現の自由等への配慮

(ｱ) 放送事業者である指定（地方）公共機関について、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮

(ｲ) 表現の自由及びその前提として報道・取材の自由、知る権利の尊重

(4) 国民に対する情報の提供（法８）

武力攻撃事態等において、国民に対し正確な情報を、適切な方法により、迅速に国民に提供します。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、平素から国、県及び指定（地方）公共機関など国民の保護のための措置を行う関係機関相互の連携体制の整備に努めます。

(6) 国民の協力など（法４）

ア　国民の協力

町は、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき国民に対し、必要な援助について協力を要請します。

この場合、要請を受けた国民は、必要な協力をするよう努めることとされています。

なお、この協力は国民の自発的な意思に委ねられるものであり、要請に当たって強制にわたることがあってはならないとされています。

イ　自主防災組織、ボランティア等の支援

町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努めます。

なお、この際自治会、自主防災組織等については、住民の自治とその自主性を尊重します。

(7) 高齢者、障害者、乳幼児等の保護及び国際人道法の的確な実施（法９など）

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者の保護について留意します。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保します。

(8) 個人情報の保護

町は、あらかじめ個人情報保護指針、マニュアルを作成し、個人情報の保護に留意します。

2　国民保護措置を行う人の安全の確保

(1) 安全配慮義務

ア　町の安全配慮義務

町は、町が実施する町の区域に係る国民保護措置について、その内容に応じて安全の確保に配慮します。(法22)

イ　協力や応援などを要請する場合の安全配慮義務

安全配慮は、国民保護措置に携わるすべての人が、職務や業務の内容に応じて行います。

また、武力攻撃が予想される地域において、安全が確保されていると認められない状況のまま、その地域外にある者に対して当該地域に入って国民の保護のための措置を実施させません。

安全配慮規定	根拠条文
1　避難住民の誘導に必要な援助について協力する者	法70
2　内閣総理大臣又は知事が運送の指示をする場合の運送事業者	法73、79
3　救援に必要な援助について協力する者	法80
4　要請又は指示に応じて医療を行う者	法85
5　武力攻撃原子力災害に係る応急措置等を行う者	法105
6　放射性物質等による汚染の拡大の防に係る措置を行う者	法110
7　武力攻撃災害に対処するための措置に必要な援助について協力する者	法115
8　消防の応援等のため出動する職員	法120
9　保健衛生の確保に関する措置の実施に必要な援助について協力する者	法123

※　なお、上記の際、「援助について」としているのは、住民その他の者は、避難住民の誘導等の国民の保護のための措置そのものを実施するものではなく、あくまでもその援助について協力を行うということです。

ウ　国、県の安全配慮義務

国は、指定（地方）行政機関、都道府県、市町村、指定公共機関が実施する国民保護措置について、その内容に応じて安全の確保に配慮することとされています。（法22、事態対処法17）

県は、県、市町村並びに指定（地方）公共機関が実施する県の区域に係る国民保護措置について、その内容に応じて安全の確保に配慮することとされています。（法22）

(2) 生活関連等施設の安全確保（法102）

ア　生活関連等施設の安全確保

町（総務課）は、町の区域内の生活関連等施設について、県（防災局）、黒坂警察署、西部消防局などと連携し、安全の確保、情報の収集・共有を行います。

イ　生活関連等施設職員及び周辺住民の安全確保

町は、生活関連等施設の職員及び周辺住民について、その安全確保に配慮し、必要な場合は迅速な避難住民の誘導に努めます。

3　この計画の使用に当たって

(1) 町は、比較的可能性の高いテロへの備えを重視し、大規模なテロにおいてはこの計画の「武力攻撃事態等」を「緊急対処事態」に、「国民保護措置」を「緊急対処保護措置」に読み替えて使用します。（国際的な活動及び国民経済上の措置に関する規定並びに平時の準備に関する規定を除きます。）

(2) わが国に対する本格的な侵略事態（着上陸侵攻など）などについては、見通しうる将来において生起する可能性は低下していると思われますが、将来の予測しがたい情勢変化への備えと

して、計画等の備えを行います。

(3) この計画については、訓練の教訓、新たな知識や情報の取得、住民の意見などにより随時見直しを行い、必要な場合は計画を変更します。

(4) この計画は国民保護の基本的事項を定めるものであり、また、当初の予想を超える事態も起こり得ることから、事態に際しては過度に計画に拘泥することなく、状況に応じ臨機応変に対応します。

第２章　状況

１　この計画が対象とする事態

国民保護は、万一の有事や大規模なテロの場合に、町内にいるすべての人の生命、身体、財産を守るものです。具体的には以下の３つの事態を対象とします。

武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（事態対処法２①）
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態（事態対処法２①）
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの（事態対処法25①）

(1) 武力攻撃事態等の想定

類型	想　　定
１)ゲリラ、特殊部隊による攻撃	・各種の目的（後方攪乱、政治的恫喝、本格侵攻の準備等）達成のため、ゲリラや特殊部隊をわが国に潜入させ、警察の対応能力を超えた各種の不正規型の武力攻撃（施設の破壊、人員に対する襲撃など）を行う事態です。 ・予測困難で突発的に発生するおそれがあります。 ・政治的要求の条件作為､戦争遂行・支援基盤の弱体化等を作戦目的として、作戦開始の相当以前から隠密に潜入して活動します。 ・その行動は、一般に、上陸→対象国内における移動→拠点の占領→襲撃→帰還の順で行われます。 ・防衛等施設、発電所等の生活基盤施設、行政施設等を襲撃目標とし、あるいは政治・経済中枢地区でのテロ攻撃を目的とした武装工作員が、鳥取県の海岸線から隠密に潜入し、鳥取県内の中山間地域等で住民と遭遇し、住民に危害が加えられることも想定されます。 ・作戦地域は広範囲となり、ＮＢＣＲ兵器を使用した場合などは、住民生活に深刻かつ多様な事態を引き起こすことが想定されます。
２）弾道ミサイル攻撃	・長射程の弾道ミサイルに各種の弾頭を搭載して、わが国に向け発射し攻撃する事態です。一部が鳥取県に落下することも想定されます。 ・弾道ミサイルによる攻撃のみをもっては武力侵攻の目的（わが国の占領など）を達成できないことから、次の目的が考えられます。 着上陸攻撃との連携 政治的恫喝や他の軍事作戦の一環

	・弾頭は通常弾頭、核（N）弾頭、生物兵器（B）弾頭及び化学兵器（C）弾頭が想定されます。
3）航空攻撃	・着上陸侵攻に先立ち、支援のための航空機による攻撃が想定されます。 ・通常爆弾を使用した場合は、広範囲にわたる被害が発生します。精密誘導兵器が使用された場合は、重要施設の破壊に限定されることもあります。
4）着上陸侵攻	・他国が武力を行使して、占領等の目的をもって、わが国の領土に直接着上陸し、侵攻する事態です。 ・通常、着上陸侵攻の前段階として、その他の攻撃が併用されます。 ・西日本の政治・経済中枢地区あるいは西日本の分断を目標として、わが国への多数地点への上陸侵攻あるいは降着侵攻が実施された場合、その一部が鳥取県に着上陸し通過することが想定されます。 ・一般的に、攻撃は広域かつ長期間になることが予想されます。

ア　予想される一般的な被害

(ｱ) 通常兵器による被害

ａ　一般住民の負傷及び建物等への損傷が想定されます。特に、ゲリラや特殊部隊が侵入した場合、一般住民との区別が困難で人的被害の発生が予想されます。

ｂ　一般的に、避難等により被害を最小化することができます。

(ｲ) ＮＢＣＲ兵器による被害

ａ　概要

「ＮＢＣＲ兵器」とは、核（Nuclear）兵器、生物（Biological）兵器、化学（Chemical）兵器、及び放射線（Radiological）兵器のことをいいます。

これらのＮＢＣＲ兵器が使用された場合は、一般市民に大量の被害者が発生するとともに、使用された地域が汚染されて使用できなくなることが想定されます。

また、ＮＢＣＲ兵器は、テロやミサイル等により使用され、事前の使用予測は困難です。

ｂ　ＮＢＣＲ兵器の特徴

兵器	特　　徴
核（N）兵器	強烈な閃光と爆発により明らかになります。時間、距離、遮蔽に注意して身を守ります。
生物（B）兵器	異常な発症例パターンにより明らかになります。
化学（C）兵器	人々が一斉に異常な兆候を示すことにより明らかになります。
放射線（R）兵器	普通の爆発の使用により行われ、専門家の特殊調査により明らかになります。 あらかじめ使用される放射性物資の特定は不可能です。時間、距離、遮蔽に注意して身を守ります。

ｃ　ＮＢＣＲ兵器への対処

ＮＢＣＲ兵器への対処では、予知、検知・警報、防護、除染、医学的措置を適切に行うことが重要となります。

ＮＢＣＲ兵器が使用された場合は、速やかに情報を入手し、県に緊急通報の発令を要請し、緊急通報が発令された時は住民に伝達するとともに、緊急の場合は退避を指示します。

また、国及び地方公共団体等は、各種の情報と適切な医学的アドバイスをテレビ、ラジオ、インターネット等で提供するよう努めるものとされています。

この際、被災者は、適切な方法で現場から離れるとともに、公共機関から提供される情報に基づき、先ず個人防護処置を実施します。

(ｳ) ダム、原子力施設等の破壊による被害

ダム、原子力施設等は、攻撃された場合一般住民に重大な被害をもたらします。

このため、あらかじめ警備を強化するとともに、攻撃されたときは速やかに情報を収集し、退避の指示、被害の最小化を実施します。

(ｴ) 情報通信インフラに対する攻撃（サイバー攻撃）による被害

情報通信、金融、航空、鉄道、電力、ガス、政府・行政サービスに対し、サイバー攻撃が行われた場合、国民生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

このため、情報セキュリティの基盤を整備するとともに、サイバー攻撃に対する防御・対処能力や体制を確保する必要があります。

(ｵ) 情報戦、心理戦による被害

敵の謀略的な宣伝や広報が実施された場合、国民保護措置の実施に対する住民の自発的な協力が得られなくなる恐れがあります。

このため、正確な情報を迅速に住民に伝える必要があります。

イ　住民の安全確保において注意すべき重要施設

攻撃目標となる可能性が高く、その場合には、周辺地域の住民にまで被害が及び、住民の安全に支障を及ぼす施設を下記のとおり例示します。

項　目		施　設　名				県所管	**町所管**	備　考
1	防衛省施設	1	駐屯地、基地、通信所			防災局	－	
2	県関係施設	1	鳥取県庁			総務部	－	
		2	鳥取県警察本部			警察本部	－	
		3	鳥取情報ﾊｲｳｪｲ電気通信設備			企画部	**地域再生戦略課**	電気通信事業法２
3	市町村施設	1	伯耆町役場・分庁舎			－	**総務課**	
4	公共的施設 **（法137）**	1	港湾施設	1	重要港湾	県土整備部	－	港湾法
				2	地方港湾	県土整備部	－	
		2	空港施設	1	鳥取空港	県土整備部	－	空港整備法
				2	米子空港	企画部	－	
		3	道路			県土整備部	**地域整備課**	道路法、道路運送法
		4	河川管理施設			県土整備部	**地域整備課**	河川法
5	生活関連等 **施設** （法102①）	1	発電所、変電所			企業局	**地域整備課**	電気事業法２
		2	ｶﾞｽ工作物			防災局	**地域整備課**	ｶﾞｽ事業法２
		3	水道施設			生活環境部	**地域整備課**	水道法３
		4	鉄道施設			企画部	**総務課**	鉄道事業法８ 軌道法
		5	電気通信事業用の交換設備			防災局 総務部	**地域再生戦略課**	電気通信事業法９
		6	放送局の無線設備			総務部	**地域再生戦略課**	放送法２
		7	重要港湾施設			県土整備部	－	港湾法52
		8	滑走路等、旅客ﾀｰﾐﾅﾙ施設、 航空保安施設			県土整備部	－	空港整備法２、６ 航空法２
		9	ﾀﾞﾑ			県土整備部	**地域整備課**	河川管理施設等構造令 第２章
		10	危険物質等の取扱所			防災局	**総務課**	法103①、令28
6	近隣施設	1	航空自衛隊第7警戒隊(高尾山)			防災局	－	
		2	島根原子力発電所			防災局	**総務課**	
		3	日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術ｾﾝﾀｰ			防災局	－	
7	農業用施設	1	ため池(堤高15m以上)			農林水産部	**産業課**	土地改良法

(2) 緊急対処事態（大規模テロ）の事態例

1）危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	原子力事業所等の破壊
	可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
	危険物積載船への攻撃
	ダムの破壊
2）多数の人が集合する施設及び大量運送機関等に対する攻撃が行われる事態	大規模集客施設
	ターミナル駅等の爆破
	列車等の爆破
3）多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	放射性物質を混入させた爆弾（ダーティボム）等の爆発による放射線の拡散
	炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
	市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
	水源地に対する毒素等の混入
4）破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
	弾道ミサイル等の飛来

(3) 各種事態における避難方法と避難住民数

ア　避難方法

県（防災局）は、武力攻撃等の類型（武力攻撃事態４類型、緊急対処事態４類型）により、あらかじめ想定している避難タイプから該当するものを選択し、避難タイプにあわせて、避難、救援、被害の最小化を行うこととされています。

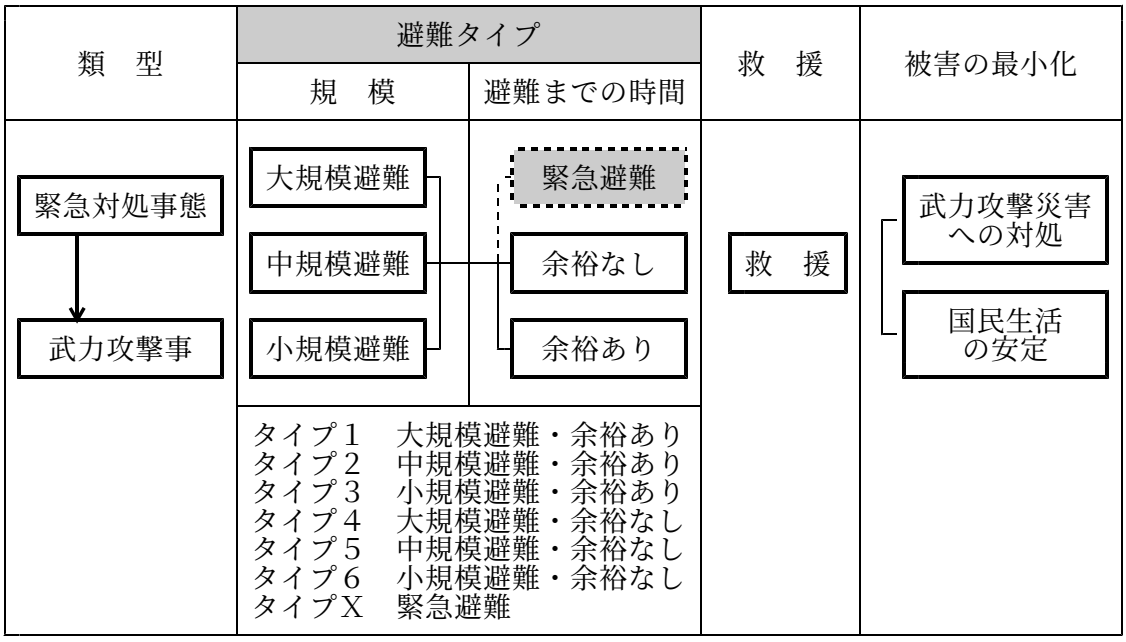

町は、県が選択した避難タイプに応じ的確かつ迅速に避難の指示を伝達し、避難住民の誘導を実施します。

注）避難、救援は避難タイプに関わらず原則として市町村単位で行われますが、避難タイプにより避難のスケジュール、使用できる運送機関の数量などが大きく異なるため、注意が必要です。

イ　避難住民数

市町村	推計人口（2006年10月01日現在）			避難住民数			
	総数	男	女	小規模避難	中規模避難		大規模避難
1　鳥取市	201,211	98,037	103,174	201,211	東部地区	246,327	603,987
2　岩美町	13,053	6,196	6,857	13,053			
3　若桜町	4,276	2,014	2,262	4,276			
4　智頭町	8,476	3,996	4,480	8,476			
5　八頭町	19,311	9,185	10,126	19,311			
6　倉吉市	52,197	24,485	27,712	52,197	中部地区	112,331	
7　三朝町	7,398	3,504	3,894	7,398			
8　湯梨浜町	17,507	8,359	9,148	17,507			
9　琴浦町	19,335	9,062	10,273	19,335			
10　北栄町	15,894	7,527	8,367	15,894			
11　米子市	149,528	70,982	78,546	149,528	西部地区	245,329	
12　境港市	36,117	17,353	18,764	36,117			
13　日吉津村	3,110	1,430	1,680	3,110			
14　大山町	18,700	8,830	9,870	18,700			
15　南部町	12,042	5,640	6,402	12,042			
16　伯耆町	12,231	5,738	6,493	12,231			
17　日南町	5,933	2,731	3,202	5,933			
18　日野町	4,094	1,886	2,208	4,094			
19　江府町	3,574	1,667	1,907	3,574			
総数	603,987	288,622	315,365	603,987			

平成１８年３月３１日現在伯耆町地区別人口表（住民基本台帳より抜粋）

	人口		
	総数	男	女
1 八郷地区	1,820	900	920
2 大幡地区	2,306	1,105	1,201
3 幡郷地区	3,105	1,482	1,623
4 二部地区	1,342	623	719
5 溝口地区	3,156	1,485	1,671
6 日光地区	653	313	340
総数	12,382	5,908	6,474

ウ　各避難タイプの特徴と段階ごとの対処

<table>
<tr><th colspan="2">避難タイプ</th><th>大規模</th><th>中規模</th><th>小規模</th></tr>
<tr><td colspan="2">避難単位</td><td>全県</td><td>東・中・西部地区</td><td>市町村</td></tr>
<tr><td colspan="2">避 難 先</td><td>県外</td><td>県内、県外とも</td><td>原則として県内のみ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">特徴</td><td>避難距離</td><td>長距離</td><td>中距離</td><td>短距離</td></tr>
<tr><td>避難時間</td><td>長時間</td><td>中時間</td><td>短時間</td></tr>
<tr><td rowspan="5">基本方針</td><td>避難実施方法</td><td>県の主導により避難を実施
脅威の度に応じて、地区毎に中規模避難実施要領に準じて実施</td><td>県内避難については、市町村が、小規模避難に準じて実施
県外避難については、県が支援
受入市町村は救援を実施</td><td>市町村が主体となり避難を実施
受入市町村は救援を実施</td></tr>
<tr><td></td><td>全県運送計画
＋市町村避難実施要領</td><td>地区別運送計画
＋市町村避難実施要領</td><td>市町村単位運送計画
＋市町村避難実施要領</td></tr>
<tr><td>時間に余裕がない場合</td><td colspan="3">当初は、個人の防護が主体となるため、情報を速報
状況により、次の手段として、避難などの国民保護措置を行う</td></tr>
<tr><td rowspan="2">運送手段</td><td>原則として他県からの応援がなく分散使用のため少数</td><td>他県からの応援はあるが分散使用のため制限</td><td>他県からの応援はないが集中使用のため多数</td></tr>
<tr><td>公共交通機関を使用</td><td>公共交通機関を使用</td><td>条件付きで自家用車の使用</td></tr>
<tr><td>調　　整</td><td>避難先県との連絡調整</td><td>避難先県及び受入市町村との連絡調整</td><td>受入市町村との連絡調整</td></tr>
<tr><td>消防等の応援</td><td>原則として応援なし</td><td>広域応援</td><td>近隣応援</td></tr>
<tr><td rowspan="12">段階ごとの対処</td><td>平　　素</td><td colspan="3">情報の収集、訓練、広報、備蓄等</td></tr>
<tr><td>緊急避難</td><td colspan="3">警報・緊急通報の伝達、避難・退避の指示、
避難誘導の支援、救援の実施（以下に準ずる）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">避難準備</td><td>情報の収集、広報</td><td>情報の収集、広報</td><td>情報の収集、広報</td></tr>
<tr><td>避難先県との連絡調整</td><td>避難先県及び受入市町村との連絡調整</td><td>受入市町村との連絡調整</td></tr>
<tr><td rowspan="2">避　　難</td><td>警報等の伝達</td><td>警報等の伝達</td><td>警報等の伝達</td></tr>
<tr><td>避難住民の誘導
・避難住民は多数で避難も長距離、長時間。避難誘導中の食品の給与等が必要。</td><td>避難住民の誘導
・避難住民は多数で避難も中距離、中時間。避難誘導中の食品の給与等が必要。</td><td>避難住民の誘導
・避難住民は少数で避難も短距離、短時間。避難誘導中の食品の給与等も不要。</td></tr>
<tr><td>避難生活</td><td colspan="3">避難先都道府県、県、避難先市町村との協議</td></tr>
<tr><td>復　　帰</td><td colspan="3">当時の状況による</td></tr>
<tr><td>生活再建</td><td colspan="3">当時の状況による</td></tr>
<tr><td rowspan="3">避難受入</td><td>大規模救援
・避難住民は多数。他県からの応援あり</td><td>大規模救援
・避難住民は多数。他県からの応援あり</td><td>小規模救援
・避難住民は少数。他県からの応援なし</td></tr>
<tr><td>武力攻撃災害対処なし
・避難中の対処のみ</td><td>大規模武力攻撃災害対処
・県内の災害対処等</td><td>小規模武力攻撃災害対処
・被災地域の災害対処等</td></tr>
<tr><td>大規模国民生活安定措置
・県内の価格安定、ライフライン確保等</td><td>大規模国民生活安定措置
・県内の価格安定、ライフライン確保等</td><td>小規模国民生活安定措置
・受入市町村の価格安定等</td></tr>
</table>

2　国民保護実施の体制

わが国における国民保護実施の体制及びその中における市町村の位置づけは、以下のとおりです。

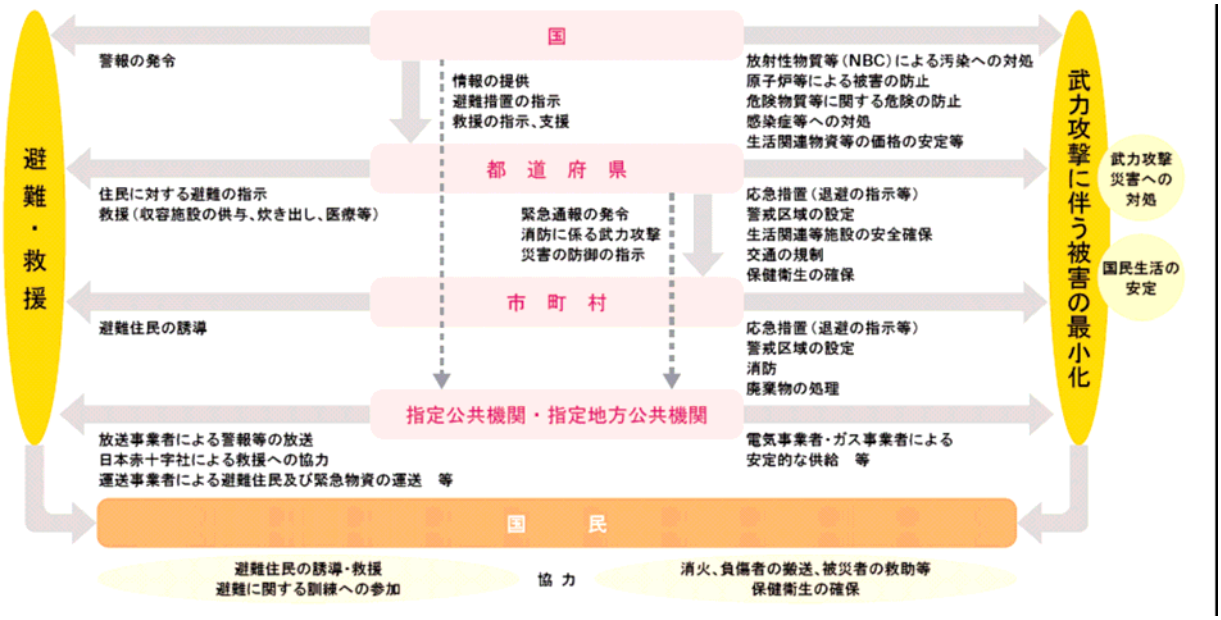

3　町の地域特性が国民保護に及ぼす影響

(1) 地形

町は、139.45㎢と県内第９位の広い面積を有しています。

南東部では、渓谷状をなしており、南部から南西部にかけては中国山地の連山に囲まれた山間地を形成しています。このため、谷ごとに分かれている、山間地に小規模な集落が多いなどの特性があります。

Copyright(C)Alps Mapping K.K. All Rights Reserved.
協力：マピオン　http://www.mapion.co.jp/

(2) 交通

町では、町内に空港・港湾がなく、住民の避難方法は原則として陸路に限られます。

道路は、国道181号、主要地方道名和岸本線、淀江岸本線、日野溝口線などが幹線となります。また、関西・山陽方面に向かう中国横断自動車道岡山米子線の溝口インターチェンジがあり、避難の際には重要な交通手段となっています。反面、これらの主要道路は日野川沿いに集中し隘路となっていることから、平素から代替路の検討、確保に注意します。

鉄道は、南北にＪＲ伯備線が山陰は米子市に、山陽は岡山市につながり、岸本駅と伯耆溝口駅が設置されています。特に平成19年度には伯耆溝口駅前開発により周辺整備され、より利用しやすい環境を整えます。

(3) 気象

冬季においては、山間部は積雪が多く、また、夜間を中心に気温も低下するため、住民の避難や、避難住民の受入れなどに支障を来すことがあります。

町では、冬季避難の際の迅速な道路など町内情報の把握、除雪など避難、救援経路の確保、防寒対策や高齢者、障害者、乳幼児等の保護などに留意します。

(4) その他

町の人口12,382人（2006（H18）年４月１日時点）のうち、65歳以上が27.2%を占めており、全国平均（17.3%）、県平均（23.1%）に比べ非常に高い割合となっています。

町内の医療機関、高齢者（障害者）福祉施設では、最大で約500人の入院、入所が可能となっています。

また、町では、大山・隠岐国立公園をはじめ県立フラワーパーク「とっとり花回廊」など豊かな観光資源に恵まれ、年間観光客は近隣の市町を含めた大山周辺エリアで110万７千人にのぼります。町内には、大型のリゾートホテルやペンション村もあり、宿泊される観光客も相当の数となります。

反面、これらの観光客は、一般に町内の地理に詳しくなく、また、安否情報の把握が困難であるなど、特に配慮が必要な点が多くあります。

町では、これらの観光客の保護についても責任を有することから、計画において十分に配慮し、安全安心な観光地として魅力をＰＲします。

4　国民保護実施に必要な情報

(1) 国民保護実施に必要な情報は、武力攻撃事態等の状況に応じて異なり、また、各段階で変化することから、必要な情報を主動的かつ継続的に収集するとともに、適切に分析・整理します。

ア　県、黒坂警察署、西部消防局その他関係機関等からの武力攻撃事態等及び関係機関･団体の対処などの状況に係る情報収集

イ　消防団、自治会長などからの町内の状況に係る情報収集（屋内への退避が指示されているなど安全が確保されない場合を除きます。）

ウ　避難住民の誘導に必要な情報等については、平素から各自治会の有する情報などの活用を図ります。

(2) 別紙第１「情報計画」参照

第３章　構想

１　方針

町は、各種事態の特性を踏まえ、住民避難の規模と避難準備の時間的余裕に応じて、的確かつ迅速に国民保護措置等の実施と総合調整を行い、住民の生命、身体及び財産を保護します。

この際、平素からの万全の体制の整備と、国、県及び関係機関との密接な連携、情報の早期入手、住民に対する各種情報の周知徹底を重視します。

２　実施要領

(1) 段階区分

この計画では、避難、避難生活など、住民の行動に基づく時系列的な段階区分により国民保護措置の実施を計画しています。

段階区分		想定する期間	別紙
平　　素		武力攻撃事態等が認定されるまでの間の国民保護措置の準備を実施する期間	2
事態への対処	緊急避難	突然に武力攻撃災害が発生し避難が指示されるなど、時間的余裕がない避難の場合	3
	避難準備	武力攻撃（予測）事態が認定され、避難措置の指示が県に伝達されるまでの間の国民保護措置を実施する期間	4
	避　　難	避難措置の指示が県に伝達され、要避難地域の住民が、避難先地域への移動を完了するまでの期間	5
	避難生活	避難完了から避難の指示が解除されるまでの、住民が避難している期間	6
	復　　帰	対処措置である応急復旧に一応の目途がつき、避難先地域から要避難地域への避難住民の復帰が完了するまでの期間	7
	避難受入	他市町村からの避難住民のを受入協議があったときから、避難の指示が解除され、受入避難住民が復帰を完了するまでの期間	9
生活再建		避難先地域からの復帰が完了した段階からの期間	8

(2) 各段階の活動方針等

ア　平素の段階

(ｱ) 活動方針

町は、国民保護措置が的確かつ迅速に実施できる万全の体制の整備と情報の継続的な収集、整理を行い、即応できる体制を整備します。

この際、関係機関との連携、情報の伝達体制の整備及び普及啓発を重視します。

(ｲ) 別紙第２「平素の段階の計画」参照

イ　緊急避難段階

(ｱ) 活動方針

町は、時間的余裕がない避難の指示が出された場合は、サイレン、防災行政無線、音声

告知放送、ＣＡＴＶなど可能な限り的確かつ迅速に住民に危険を周知し、避難の指示を伝達するとともに避難住民の誘導を実施します。また、必要に応じて速やかに屋外、地域外への退避の指示等を行います。

この際、攻撃の種類に応じた避難と攻撃後の対処要領に留意します。

なお、町だけでは対応できない場合は、直ちに他の市町村長等あるいは知事へその旨を連絡し、応援を要請します。

(ｲ) 別紙第３「緊急避難段階の計画」参照

ウ　避難準備段階

(ｱ) 活動方針

町は、住民の避難が安全かつ円滑に行えるよう必要な諸準備を速やかに整えます。

この際、情報の伝達体制の整備と運送経路・手段の確保、高齢者、障害者、乳幼児の避難準備等を重視します。

(ｲ) 別紙第４「避難準備段階の計画」参照

エ　避難段階

(ｱ) 活動方針

町は、速やかに避難の指示を住民へ周知徹底するとともに、安全かつ円滑に住民が避難できるよう誘導を行います。

この際、住民の安全を最優先に関係機関との連携を重視します。

(ｲ) 別紙第５「避難段階の計画」参照

オ　避難生活段階

(ｱ) 活動方針

町は、避難先地域において仮庁舎等により業務を行い、県、避難先市町村等が実施する避難住民等の救援を補助します。

この際、関係機関との連携と避難住民等への情報提供を重視します。

(ｲ) 別紙第６「避難生活段階の計画」参照

カ　復帰段階

(ｱ) 活動方針

町は、県から避難の指示の解除の通知を受けた後、避難住民の復帰を円滑に行い、避難住民が早期に生活再建に入れるよう体制づくりを行います。

この際、復帰地域の安全情報の収集と住民に対する復帰に関する情報の提供を重視します。

(ｲ) 別紙第７「復帰段階の計画」参照

キ　生活再建段階

生活再建段階のうち武力攻撃災害の復旧は国民保護措置の一環ですが、戦災復興については国民保護法の対象となっていません。

これらの両段階については当時の状況によるところが大きいため、この計画では大綱にとどめます。

(ｱ) 復旧段階の活動方針

町は、避難先地域からの復帰後は、県、関係機関・団体と連携して、速やかに武力攻撃災害の復旧を行い、一日も早い住民生活の安定を図ります。

この際、被災者の相談、支援及びライフラインの復旧を重視します。

(ｲ) 復興段階の活動方針

町は、復帰後、地域住民相互の助け合いを支援し、自助・共助・公助の連携による「生活復興」と「県土復興」を一体として行い、住民生活の再建と県土の復興を速やかに進めます。

この際、教育の再開、くらしのいち早い再建と安定、安全で快適な生活環境づくり、雇用の確保・事業の再開と新しい時代に対応した希望ある産業の創造を重視します。

(ｳ) 別紙第８「生活再建段階の計画」参照

ク　避難受入段階

(ｱ) 活動方針

町は、避難住民等を受け入れ、必要な救援を行います。

この際、関係機関との連携と避難所周辺地域など住民への周知を重視します。

(ｲ) 別紙第９「避難受入段階の計画」参照

(3) 避難の概要

ア　警報・避難の指示の伝達・通知など

(ｱ) 警報・避難の指示の伝達

町長（総務課）は、知事（防災局）から警報の通知又は避難の指示を受けたときは、直ちにその内容を、サイレン、防災行政無線、音声告知放送、ＣＡＴＶ及び消防団、自治会、自主防災組織、観光施設・団体等の協力その他の手段のより、住民及び関係のある公私の団体（自治会など）へ伝達します。この際、必要に応じ黒坂警察署と協力します。（法47、54④）

(ｲ) 警報の通知

町長（総務課）は、警報の通知等を受けたときは、町の他の執行機関、その他の関係機関（活動範囲が町の区域内に限られる機関）に通知します。（法47①）

(ｳ) 警報の解除・避難の指示の解除の伝達・通知

警報の解除・避難の指示の解除については、警報・避難の指示に準じます。（法51、55）

イ　避難住民の誘導など

(ｱ) 避難住民の誘導

町長（総務課、総合福祉課）は、知事（防災局）から避難の指示を受けたときは、直ちに避難実施要領を作成し（法61）、避難住民を誘導するとともに（法62）、その間の食品などを供与します（法62⑥）。

ａ　住民

避難住民の誘導は、町職員、消防団が、自治会、自主防災組織の協力を得て行います。

ｂ　高齢者、障害者、乳幼児等

高齢者、障害者、乳幼児等の避難については、消防団等が補助するとともに必要に応じて住民、西部消防局等に協力を要請します。

また、町内の病院の患者、高齢者、障害者等施設の入所者等の誘導については、各施設の長に協力を依頼します。

ｃ　観光施設等

観光施設の来客等の誘導については、施設の長に協力を依頼します。

この際、知事（企画部ほか各部局）は、避難住民の運送を一元的に対処するとともに、避難住民の誘導に対する支援を行うこととされています。（法67①）

(ｲ) 避難住民のスクリーニング

避難住民の誘導に当たっては、集合、バス・列車等への乗車前、交通検問所通過などの適切な時点で、黒坂警察署などが実施する避難住民のスクリーニング（避難住民に不審者が紛れていないかどうか、避難住民の安全を確認する作業）に協力し、避難住民に不審者が紛れ込んだり、危険物が持ち込まれたりすることがないよう注意します。

(ｳ) 避難住民の復帰

町長（総務課、総合福祉課）は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領を作成し、誘導その他必要な措置（必要な情報の提供、関係機関との連絡調整など）を講じます。

(4) 救援の概要

ア　要領

知事（各部局）は、国対策本部長による救援の指示があった場合、又は緊急を要し指示を待ついとまがないと認める場合には、避難住民等の救援を行うこととされています。(法75)

町長は、避難生活段階においては、避難先地域の県などが行う救援について、必要な協力、連絡調整を行います。また、避難受入段階においては、知事が行う救援を補助するとともに、知事からの法定受託により自ら救援の実施に関する事務の一部を実施します。(法76)

イ　救援の種類（法75、令12）

救援の種類	内　　容
1　収容施設の供与	・公民館、体育館、広場に設置する天幕等 ・プレハブ住宅等
2　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	・炊き出し、弁当等 ・給水車、ろ水器、浄水剤等
3　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	・外衣、肌着等 ・毛布、布団等 ・タオル、石けん、歯みがき等
4　医療の提供及び助産	・応急的医療 ・分娩の介助、分娩前後の処置 ・必要に応じ予防的措置（厚生労働大臣が特別基準を定めた場合）
5　被災者の捜索及び救出	・警察、消防等による捜索、救出との連携 ・防災航空隊の活用、資機材の確保等
6　埋葬及び火葬	・応急的に行う仮葬(棺等埋葬に必要な物資、火葬等の役務の提供等)
7　電話その他の通信設備の提供	・電気通信事業者と契約を締結し、電話、インターネット等の利用環境を提供
8　武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	・居室、炊事場、便所等を対象に応急的修理
9　学用品の給与	・教材、文房具、通学用品の支給
10　死体の捜索及び処理	・死亡推定者の捜索 ・遺体の洗浄、消毒等の処置
11　武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	・居室、炊事場、便所等の応急的な障害物の除去等

(5) 武力攻撃災害による被害の最小化（予防、対処）の概要

ア　武力攻撃災害の予防対策

(ｱ) 武力攻撃災害対処の準備

町は、武力攻撃災害が発生した場合、的確かつ迅速に対処できるよう、平素から県（防災局)、西部消防局、黒坂警察署、その他関係機関・団体等との連絡、情報収集、装備資機材等の準備、維持など武力攻撃災害対処の準備を行います。

特に、ＮＢＣＲ災害等の大規模、特殊な武力攻撃災害及び突発的な発災に留意します。

(ｲ) 生活関連等施設、危険物質等の安全確保

ａ　平素

町は平素から町内の武力攻撃災害などにより住民生活や周辺地域に被害を及ぼす施設や危険物質等について把握し、施設等の管理者、県（防災局）、西部消防局、黒坂警察署、その他関係機関・団体と情報を共有するとともに、安全確保対策を検討、実施します。

b　武力攻撃事態等

武力攻撃事態等においては、知事は施設等の管理者に対し、施設の安全の確保のため必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、警察との連絡体制の強化等による警備の強化や防災体制の充実）を講ずるよう要請することができることとされています（法102①）。

町長は、必要な場合施設等の管理者、県などに対し安全の確保を要請します。

(ｳ) 交通規制

警察は、住民の避難や緊急物資の運送のため必要があるときは、一定の区域内の道路すべてについて包括的に交通規制を行い、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することとされています。

町は、交通規制について黒坂警察署と連絡調整を行うとともに、規制について住民等へ周知します。

(ｴ) 消防活動

町消防団は、西部消防局と連携して、武力攻撃災害時の活動体制等の必要な事項を事前に定め、必要に応じて装備、資機材を準備するなど、武力攻撃災害が発生した場合の消防活動に備えます。

イ　武力攻撃災害対処

(ｱ) 武力攻撃災害への対処

町は、武力攻撃災害発生の際は、速やかに第一報を受信、伝達するとともに、県（防災局）、西部消防局、黒坂警察署、関係機関・団体等と連絡を密にし、情報収集、被災者の救助、被害の拡大防止等の対処措置を実施します。

(ｲ) 武力攻撃災害の兆候の通報（法98）

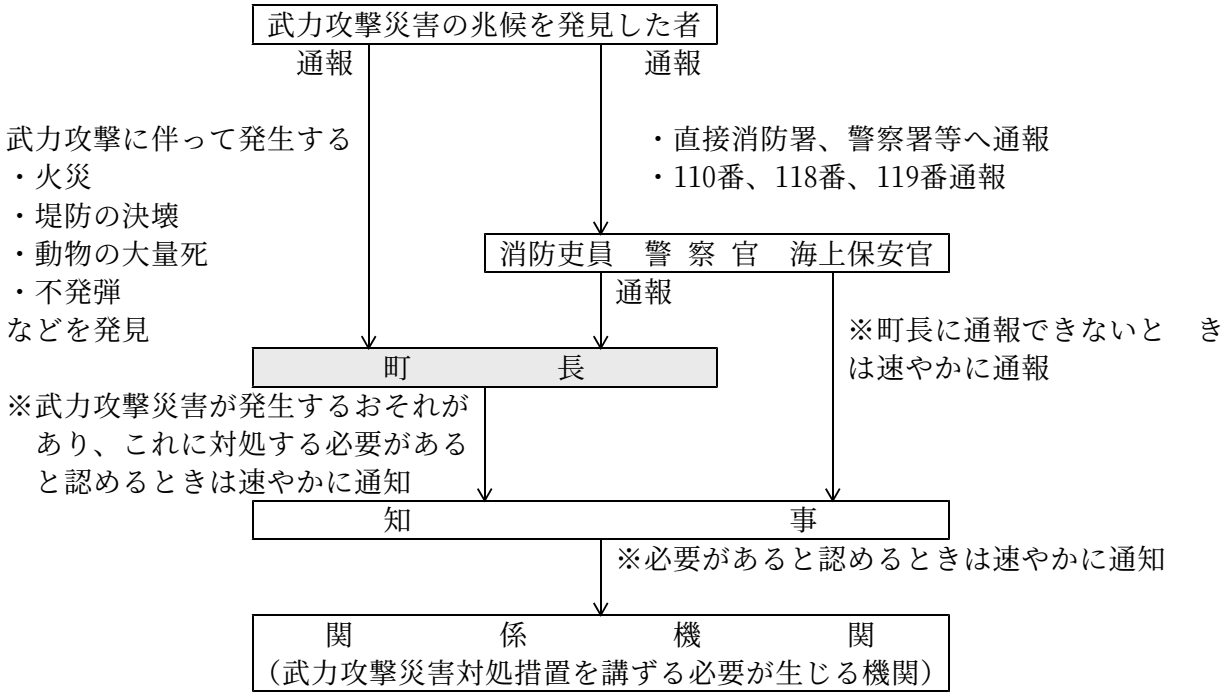

(ｳ) 緊急通報の発令（法99～101）

知事（防災局）は、武力攻撃災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合（武力攻撃に伴い火災が発生している場合、ダムの破壊等の危険が急迫している場合等）で、住民の身体、生命、財産に対する危険防止のため緊急の必要があると認めるときは、緊急通報を発令することとされています。

【緊急通報の内容】
1　武力攻撃災害の現状及び予測
- 火災の発生状況や延焼の予測
- ダム等の状況、決壊した場合に予想される水流等

2　住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項
- 地方公共団体の指示に従って落ち着いて行動すること
- テレビ、ラジオ等の情報の収集手段の確保に努めること　など

町長（総務課）は、知事（防災局）から緊急通報発令の通知を受けたときは、警報の伝達に準じて、的確かつ迅速に住民及び関係機関へ伝達します。この際、必要に応じ黒坂警察署と協力します。（法100②）

また、必要に応じて県（防災局）に対し緊急通報の発令を要請します。

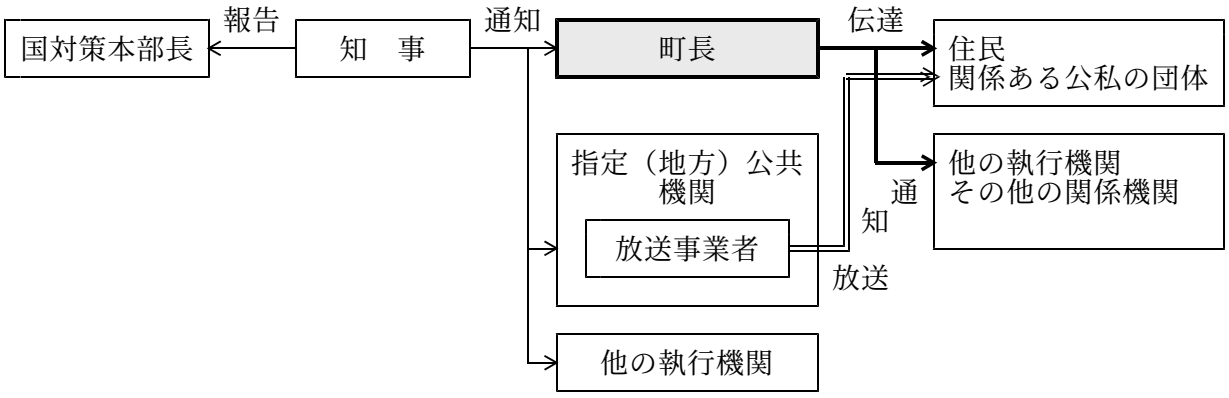

(ｴ) 退避の指示（法112）

町長（総務課）は、町内で武力攻撃災害が発生又は発生するおそれがあり、避難の指示が間に合わない場合は、直ちに必要と認める地域の住民に対し、屋内、地域外などへの退避を指示します。（ダムの破壊等による被害を防止するためダムの貯水を漸次放流しなければならないときなど）

緊急の必要があると認めるとき等は、知事（防災局）等が退避の指示を行うこととされています。

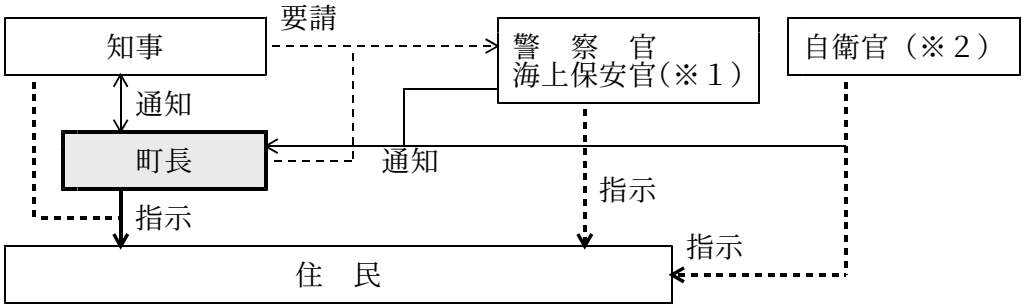

※１　町長、知事による退避の指示を待ついとまがないときは自ら指示
※２　町長の職権を行うことができる者が退避の指示をすることができないと認める場合

【退避の指示（一例）】
１　「伯耆町○○地区」の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。
２　「伯耆町○○地区」の住民については、○○地区の△△（一時）避難所へ退避すること。

(ｵ) 警戒区域の設定（法114）

町長（総務課）は、武力攻撃災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、立入の制限・禁止又は当該警戒区域からの退去を命じます。（目前の武力攻撃災害の危険を避けるため、一時的に立入制限区域を設けるもの）

設定に当たっては、住民の生活への支障ができるだけ生じないよう配慮するとともに、報道の自由に留意します。

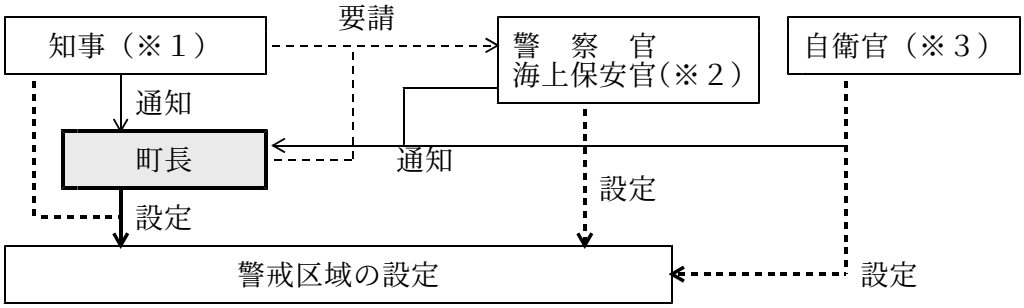

※１　知事が緊急の必要があると認めるときは自ら設定
※２　町長、知事による警戒区域の設定等を待ついとまがないときは自ら設定
※３　町長の職権を行うことができる者がその場にいない場合

【警戒区域の設定方法等】
警戒区域の設定については、以下の方法等により行います。
・　警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示
・　警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、防災行政無線、音声告知放送、ＣＡＴＶ、広報車等を活用し、住民に広報、周知
・　警戒区域の近辺、経路等には、必要と認める場所に職員を配置するなど、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置
・　併せて黒坂警察署に対し、交通規制など必要な措置を要請

(ｶ) 応急公用負担（法113）

町長（総務課）は、武力攻撃災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害対処措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、または土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用します。

また、武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置を講じます。

本職権は国民の財産に重大な制約を加えるものであることから、その行使は必要最小限のものに限ります。

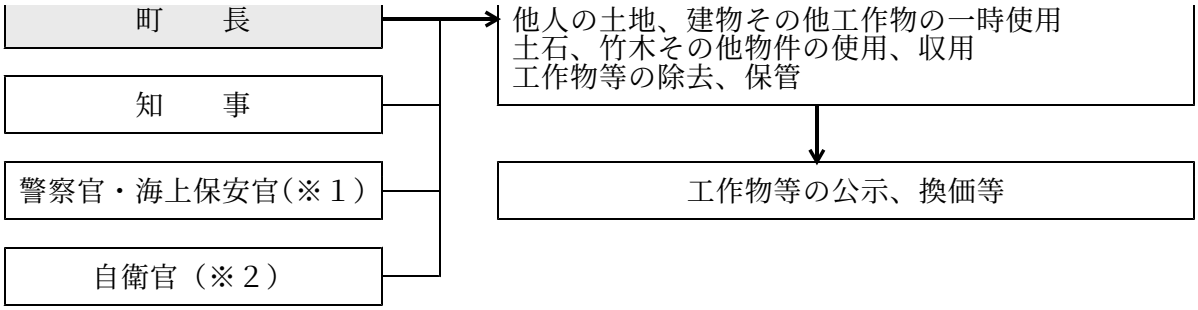

※１　町長、知事による応急公用負担を待ついとまがないとき、又は要請があったとき
※２　町長の職権を行うことができる者がその場にいない場合

(ｷ) 河川漂流物、沈没品の保管

河川漂流物、沈没品については、通常、市町村長が引き渡しを受け、保管等の処理をすることとされています（水難救護法29）が、武力攻撃災害が発生した場合において、黒坂警察署長等は、漂流物、沈没品を取り除いたときは、当該物件を保管することができる（法116）ことに留意します。

(ｸ) 消防活動の実施

町消防団は西部消防局と連携し、発災時において、住民や事業者に出火防止と初期消火を徹底するよう、あらゆる手段をもって呼びかけます。

また、避難の安全確保と延焼の拡大防止に努めるなど、災害に即応した防御活動を展開して、火災から住民の生命、身体、財産を保護します。

ａ　消火活動
ｂ　被災者の搬送
ｃ　避難誘導

(6) 国民生活の安定に関する措置等の概要

ア　国民生活の安定に関する措置

(ｱ) 国民生活の安定に関する措置

武力攻撃性害に伴う被害を最小化するための国民生活安定措置の概要は以下のとおりです。

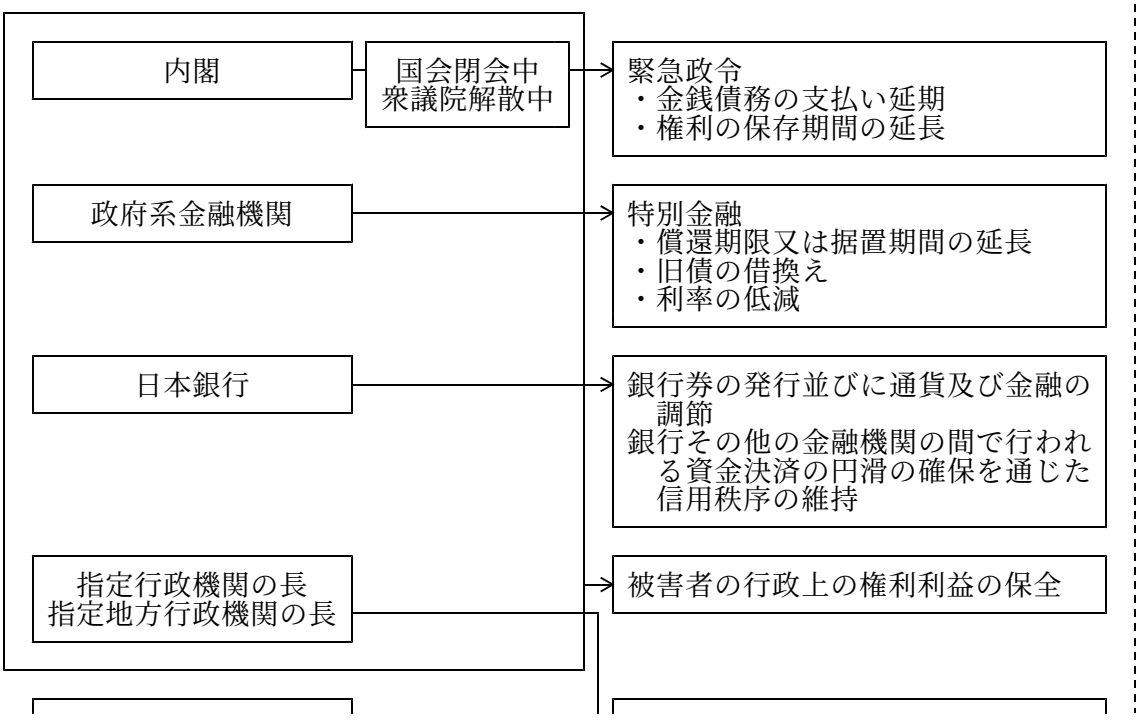

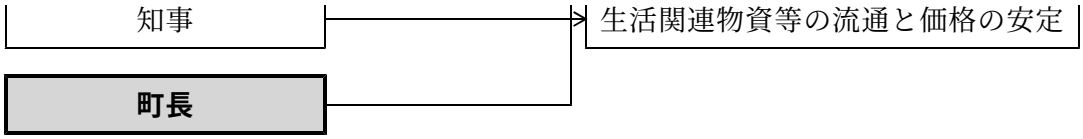

町は、自ら所管する国民生活安定措置を実施するとともに、国民生活安定措置全体について広く住民に周知し、冷静な対応を呼びかけます。

また、必要に応じて権限を有する機関に必要な国民生活安定措置の実施を要請します。

(ｲ) 生活関連物資等の流通と価格の安定

県（生活環境部）は、次の法律等に基づき、必要なときは価格安定措置を実施することとされています。

法令	価格安定措置
生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）	国が買占め等防止法２①に基づき、政令で特定物資（特別の調査を要する物資）を指定した場合は、県内のみに事業所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く）及び県内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。 ア　特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法３） イ　特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法４①） ウ　売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法４②） エ　売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法４④⑤） オ　売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法５①②）
国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）	国が国民生活安定緊急措置法３①に基づき、政令で指定物資（特に価格の安定を図るべき物資）を指定した場合は、県内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く）及び県内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。 ア　指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表(国民生活安定緊急措置法６②③) イ　指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法７） ウ　ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法30①）
物価統制令（昭和21年勅令第11	国が物価統制令４及び同令７並びに物価統制令施行令２に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、ア及びイの措置を講ずる。 ア　統制額を超える契約等に対する例外許可（物価統制令３①但書） イ　履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を

8号）	超える価格とすることの許可（物価統制令８の２但書） 　また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況若しくは帳簿書類等の検査を実施する。（物価統制令30①）

(ｳ) 住民の生活との関連性が高い物資などの例

食品関連	□　水	
	食品	□　米 □　肉、果物、野菜の缶詰 □　缶ジュース □　保存のきく低温殺菌牛乳 □　高エネルギー食品 □　ビタミン剤
	その他	□　缶切 □　炊事セット、紙コップ、紙皿、プラスチック製台所用品 □　アルミホイル □　プラスチック製の保存用容器
衛生関連	救急関連	□　滅菌手袋 □　止血用ガーゼ □　消毒用の洗剤、石けん、抗菌タオル □　感染を防ぐための火傷用軟膏 □　サイズが豊富な絆創膏
	薬	（※処方箋なしで入手できる薬） □　痛みどめの錠剤 □　軽い鎮痛剤 □　悪寒、下痢、便秘などをとめる薬 □　傷口の消毒薬
	衛生用品	□　トイレットペーパー □　ウェットティッシュ □　女性用生理用品 □　個人用衛生用品 □　プラスチックのゴミ袋とひも □　固いふたの付いたプラスチックのバケツ □　消毒薬 □　家庭用の塩素系漂白剤
乳幼児用	□　乳幼児用食品（アレルギー対応食品を含む） □　おむつ □　ほ乳びん □　粉ミルク（アレルギー対応粉ミルクを含む） □　薬 □　ウェットティッシュ □　おむつかぶれ用の軟膏	
その他	□　乾電池 □　燃料（灯油、ガソリン、軽油） □　毛布 □　衣類	

イ　生活基盤等の確保に関する措置

　町は、自ら管理する上下水道、町内の病院等における医療等を確保するとともに、ライフライン事業者である指定（地方）公共機関等と連携して町内のライフライン等を確保し、国民生活の安定を確保します。

事業者等	ライフライン等の確保	根拠	備　　考
電気事業者、ガス事業者	電気、ガスの安定的供給	法134	・停電時の電力の融通、送電停止等の危険予防措置、関係機関等の連携体制の確立等 ・火気使用禁止、供給停止等の危険予防措置、関係機関等の連携体制の確立等
水道事業者、水道用水事業者、工業用水事業者	水の安定的供給	法134	・給水、消毒その他衛生上の措置、給水の緊急停止等
運送事業者	旅客、貨物の運送の確保	法135	・施設の状況確認、旅客施設における秩序維持等 ・避難住民、緊急物資の運送の応諾義務（法71、79）
電気通信事業者	通信確保	法135	・臨時回線の設定、災害対策用設備の運用等臨機の措置、一般の通信利用の制限、特定通信の優先接続等（cf電気通信事業法8）
日本郵政公社、一般信書便事業者	郵便、信書便の確保	法135	・信書等の送達の確保、窓口業務の維持等
病院、その他医療機関	医療の確保	法136	・医療機関の開業時間延長、医療施設の安全性確保、救急患者等の搬送体制確保等
道路等の管理者である地方(指定)公共機関	施設の適切な管理	法137	・施設の維持管理等
災害に関する研究機関等	指導、助言、その他の援助	法138	・武力攻撃災害の防除、軽減、復旧

※　下線部については、町該当。

ウ　混乱の防止

町長は、住民等の独自避難、交通渋滞・事故等の発生、治安の悪化、パニック等に対処するため、県、西部消防局、黒坂警察署、消防団、自治会、自主防災組織等と連携し、必要な措置を行います。

機　関	内　　容
町	1　第一報など情報の収集及び関係機関との情報共有 2　住民への情報提供と冷静な対応の呼びかけ 3　応急復旧、退避の指示その他応急の対策 4　消防団、自主防災組織等によるパトロール、広報等の実施
県	1　各機関等が実施する混乱防止措置の総合調整及び防止対策の立案、実施 2　混乱防止に関する情報の収集及び分析 3　混乱防止に必要な情報の報道機関への発表 4　その他必要事項

警察本部	1　情報の収集と広報活動 　警報等発令後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努めるとともに、住民、運転者等に対して冷静な対応を呼びかけ 2　混乱の未然防止活動 　駅、主要交差点等、混乱が発生するおそれがある場所に、事前に必要な部隊を配備して混乱防止措置をとるとともに、混乱が発生した場合の整理誘導を実施 3　パトロールの強化など
運送事業者である指定（地方）公共機関	1　テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ、運行計画を周知するよう努めるものとされています。 2　旅客扱い等の要員の増強を図るよう努めるものとされています。 3　旅客の安全と混乱防止のため、次の措置をとるよう努めるものとされています。 (1) 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の沈静化を図ること (2) 改札制限の実施とあわせて、状況判断を早めに行い、旅客の迂回誘導、一方通行等を実施すること (3) 状況により、警察官の警備の応援を要請すること
電気通信事業者である指定公共機関	県は、以下の事項について必要に応じて電気通信事業者である指定公共機関に協力を依頼することとされています。 1　通信の確保のため必要な措置 2　対策要員の確保 3　武力攻撃災害時における災害対策用資機材等の配備 4　通信施設、設備等の巡視と点検 5　工事中の設備に対する安全措置

第４章
各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

１　各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 町

機関名	内容
共通	1　その他町長の命ずる事項、又は対策本部長の求める事項
総務課	1　町国民保護措置の総括 2　町国民保護対策本部の設置・運営 3　町内における国民保護措置の総合調整 4　国民保護に係る他市町村、県、国、消防、警察、自衛隊との連絡調整 5　警報、避難の指示等の伝達 6　消防に関すること 7　防災行政無線、音声告知放送 8　危険物質等の保安対策 9　特殊標章等の交付、許可 10　避難施設・集合施設等の選定 11　国民保護に係る備蓄・訓練等 12　国民保護措置関係予算その他財政に関すること 13　職員の服務、給与、動員、派遣、受入等 14　職員の活動支援、安否、補償等に関すること 15　町の所有に属する財産・車両等の管理等 16　町役場仮庁舎・現地対策本部の設置・移転等 17　不服申立、争訟等に関すること 18　その他各課の事務に属さないこと
地域再生戦略課	1　被災情報の収集・提供等 2　広報・広聴 3　写真等による情報の記録・収集等 4　ＣＡＴＶに関すること 5　自治会・自主防災組織の連絡調整・支援 6　商工業に関すること 7　観光業、観光客の保護に関すること
住民課	1　安否情報の収集・提供等 2　外国人の保護に関すること 3　戸籍・住民登録・外国人登録情報等 4　就職支援 5　埋葬、火葬の需要・供給状況 6　死体の処理、埋葬 7　町税・諸収入に関すること
総合福祉課	1　避難住民の誘導 2　高齢者、障害者、乳幼児等の保護に関すること 3　避難所・集合施設等の開設・運営 4　生活必需品の給与、確保 5　食品衛生、食中毒防止 6　住民の健康維持、保健衛生 7　入浴施設等の確保、提供 8　医療・助産（人員・医薬品・資機材・施設等）に関すること 9　感染症の予防、対策等 10　ボランティアに関すること 11　保育所児童の保護に関すること

	12　保育所児童の応急保育 13　赤十字標章等の使用許可申請 14　義援金、救援物資の収配等 15　他課に属しない生活支援及び保護に関すること
地域整備課	1　道路（農林道を除く）の状況確認・確保・情報提供 2　応急仮設住宅等の手配、建設、供与 3　トイレ等の確保、提供 4　ライフライン（電気、ガス、電話）の確保に関する連絡調整等 5　武力攻撃災害の応急復旧、復旧等 6　市街地等の状況把握、対策 7　公共土木施設等の状況把握、対策 8　用地の確保、土地の使用・提供等 9　危険箇所、支障となる工作物の除去等 10　土木資機材等の手配 11　建築の制限、緩和等 12　被災者住宅の再建支援 13　応急仮設住宅用資材、応急復旧資材等の調達 14　特殊車両の通行許可 15　応急公用負担等 16　上下水道、給水その他飲料水の供給、水質検査 17　有害物質等の保安対策 18　廃棄物、し尿の処理
なのはな生活課	1　溝口地域の避難住民の誘導 2　溝口地域の情報収集及び情報伝達 3　各員の主管課の事務等にあたること
産業課	1　運送の計画、手配、運営 2　食品の給与、確保 3　農林水産業に関すること 4　農林道の状況確認・確保・情報提供 5　家畜防疫、へい獣処理等 6　漂流物等に関する情報収集、保管、対処等
会計課	1　費用の出納及び物品の調達
教育委員会	1　児童生徒の保護に関すること 2　児童生徒の応急教育 3　避難所の確保、開設、運営に対する協力 4　文教施設等の状況把握、対策、提供 5　文化財の保護に関すること 6　人権の擁護に関すること 7　町営住宅に関すること
議会事務局	1　町議会に関すること
農業委員会事務局	1　各課の応援
消防団	1　避難住民の誘導 2　高齢者、障害者、乳幼児等の避難の補助 3　消火及び武力攻撃災害の防除、軽減 4　住民への情報伝達及び町内情報の収集 5　避難住民等の救援の補助

(2) 県

機関名	内容
県	1　県国民保護が確実に実施できる体制の整備 2　県国民保護措置の実施 3　県内関係機関が実施する国民保護措置の総合的推進

(3) 指定地方行政機関（[　] は指定行政機関）

機関名	内容
［警察庁］ 中国管区警察局	1　管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2　他管区警察局との連携 3　管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4　警察通信の確保及び統制
［防衛施設庁］ 広島防衛施設局 （美保防衛施設事務所）	1　所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2　米軍施設内通行等に関する連絡調整
［総務省］ 中国総合通信局	1　電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2　電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3　非常事態における重要通信の確保 4　非常通信協議会の指導育成
［財務省］ 中国財務局 （鳥取財務事務所）	1　地方公共団体に対する災害融資 2　金融機関に対する緊急措置の指示 3　普通財産の無償貸付 4　被災施設の復旧事業費の査定の立会
［財務省］ 神戸税関 （境税関支署）	1　輸入物資の通関手続
［厚生労働省］ 中国四国厚生局	1　救援等に係る情報の収集及び提供
［厚生労働省］ 鳥取労働局	1　被災者の雇用対策
［農林水産省］ 中国四国農政局 （鳥取農政事務所）	1　武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2　農業関連施設の応急復旧
［林野庁］ 近畿中国森林管理局 （鳥取森林管理署）	1　武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
［経済産業省］ 中国経済産業局	1　救援物資の円滑な供給の確保 2　商鉱工業の業務の正常な運営の確保 3　被災中小企業の振興
［経済産業省］ 中国四国産業保安監督部	1　鉱山における災害時の応急対策 2　危険物等の保全
［国土交通省］ 中国地方整備局 （鳥取河川国道事務所 倉吉河川国道事務所 日野川河川事務所 殿ダム工事事務所 境港湾・空港整備事務所）	1　被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急措置 2　港湾施設の使用に関する連絡調整 3　港湾施設の応急復旧
［国土交通省］ 中国運輸局 （鳥取運輸支局、鳥取運輸支局境庁舎）	1　運送事業者への連絡調整 2　運送施設及び車両の安全確保
［国土交通省］ 大阪航空局	1　飛行場使用に関する連絡調整 2　航空機の航行の安全確保

（美保空港事務所）	
［国土交通省］ 東京航空交通管制部	1　航空機の安全確保に係る管制上の措置
［気象庁］ 大阪管区気象台 （鳥取地方気象台）	1　気象状況の把握及び情報の提供
［海上保安庁］ 第八管区海上保安本部 （境海上保安部 鳥取海上保安署 美保航空基地）	1　船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2　海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3　生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 4　海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5　海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

(4) 自衛隊

機関名	内容
共通	1　国民保護措置に関する訓練の実施 2　国民保護措置の準備、実施

(5) 指定公共機関

機関名	内容	
共通	1　業務に係る国民保護措置の実施（法21） 2　国民に対する情報の提供（法８） 3　国民の保護に関する業務計画の作成（法36①） 4　組織の整備（法41） 5　訓練（法42） 6　被災情報の収集、報告（法126、127） 7　管理する施設、設備の応急復旧（法139） 8　武力攻撃災害の復旧（法141） 9　国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等（法145）	
(独)日本原子力研究開発機構 （人形峠環境技術センター）	1　武力攻撃災害に関する指導、助言等	
中国電力(株) （鳥取支社）	1　電気の安定的な供給（法134）	
全日空 「全日本空輸(株)」 （山陰支店）	1　避難住民の運送（法71）・緊急物資の運送（法79） 2　旅客及び貨物の運送の確保（法135）	避難住民 緊急物資
ＪＲ西日本 「西日本旅客鉄道(株)」 （米子支社）		避難住民
ＪＲ貨物 「日本貨物鉄道(株)」 （米子営業支店）		緊急物資
佐川急便(株) （鳥取店）		緊急物資
日本通運(株) （鳥取支店）		緊急物資

福山通運(株) （鳥取支店）		緊急物資
ヤマト運輸(株) （津山主管支店）		緊急物資
ＮＴＴ西日本 「西日本電信電話(株)」 （鳥取支店）	1　避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力（法78） 2　通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い（法135）	
NTTｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽﾞ		
ＫＤＤＩ(株)		
ソフトバンクテレコム(株)		
ＮＴＴﾄﾞｺﾓ中国 （鳥取支店）		
ソフトバンクモバイル(株)		
日本赤十字社 （鳥取県支部）	1　救援への協力（法77） 2　外国人の安否情報の収集、整理及び回答（法96）	
ＮＨＫ 「日本放送協会」 （鳥取放送局）	1　警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送（法50、51、57、101）	
(独)国立病院機構 （鳥取医療ｾﾝﾀｰ 米子医療ｾﾝﾀｰ）	1　医療の確保（法136）	
日本銀行 （鳥取事務所）	1　銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節（法133） 2　銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持	
日本郵政公社 （中国支社鳥取中央郵便局）	1　郵便の確保（法135）	
西日本高速道路(株) （中国支社）	1　道路の管理（法137）	

(6) 指定地方公共機関

機関名	内容	
共通	1　業務に係る国民保護措置の実施（法21） 2　国民に対する情報の提供（法８） 3　国民の保護に関する業務計画の作成（法36②） 4　組織の整備（法41） 5　訓練（法42） 6　被災情報の収集、報告（法126、127） 7　管理する施設、設備の応急復旧（法139） 8　武力攻撃災害の復旧（法141） 9　国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等（法145）	
鳥取ガス(株)	1　ガスの安定的な供給（法134）	都市ガス
米子瓦斯(株)		

県ＬＰガス協会		ＬＰガス
日ノ丸自動車(株)	1　避難住民の運送（法71）及び緊急物資の運送（法79） 2　旅客及び貨物の運送の確保（法135）	避難住民
日本交通(株)		
智頭急行(株)		
若桜鉄道(株)		
日ノ丸西濃運輸(株)		緊急物資
因伯通運(株)		
県バス協会		車両
県トラック協会		
全農県本部		食料
県石油商業組合		燃料
県建設業協会		経路・施設など
県建築士会		
県警備業協会		
県医師会	1　医療の確保（法136）	医療・助産など
県看護協会		看護・助産など
県薬剤師会		医薬品・資機材
県歯科医師会		歯科
北岡病院		
清水病院		
野島病院		
藤井政雄記念病院		
博愛病院		
高島病院		
元町病院		
日本海テレビジョン放送(株)	1　警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送（法50、51、57、101）	
山陰放送(株)		
山陰中央テレビジョン放送(株)		
(株)エフエム山陰		
(株)鳥取ﾃﾚﾄﾋﾟｱ		
日本海ｹｰﾌﾞﾙﾈｯﾄﾜｰｸ(株)		
(株)中海テレビ放送		

東伯地区有線放送(株)	
(株)ｹｰﾌﾞﾙﾋﾞｼﾞｮﾝ東ほうき	

(7) 総合調整機能

県内において各機関が実施する国民保護措置が的確かつ迅速に実施されるよう、県対策本部長が総合調整を実施することとされています。（法29①）

町は、必要な総合調整について県対策本部へ要請するとともに、町対策本部長は町内において、町が実施する国民保護措置について総合調整を行います。（法29⑤）

2　事務の委託等

(1) 事務の委託

ア　町の事務の委託

大規模な武力攻撃災害などにより、町の行政機能が麻痺した場合、町は、事務又は町長等の権限に属する事務の一部を県又は他の市町村に委託します。（法19）

イ　委託の手続（委託、変更、廃止）

手　続	項　　目
1　協議 2　公示 3　知事への届出 4　議会への報告	1　委託事務の範囲 2　委託事務の管理及び執行の方法 3　委託事務に要する経費の支弁の方法 4　その他必要な事項

(2) 救援事務の委任

ア　救援事務の委任

避難住民等の救援については､知事の実施する国民保護措置とされているところですが､救援を迅速に行うため必要があると認めるとき、知事は救援事務を市町村長に委任することができるとされています。（法76。法定受託事務）

イ　救援事務委任の注意事項

(ｱ) 町は、平素から救援事務が委任された場合に備えて準備を行うとともに、委任を受けた際は、県、関係機関・団体と連携して的確かつ迅速に救援事務を実施します。

(ｲ) 救援事務は現場で一体的に行う必要があることから、委任は原則として一括して受けることとします。

(ｳ) 受任に当たってはあらかじめ県と十分に協議を行うこととし、受任した救援業務に必要な費用は、県が支弁します。

(ｴ) 町は、日赤、指定（地方）公共機関の自主性を尊重しつつ、協力して避難住民等の救援に当たります。

救援の措置（法75、令９）	町 （法76）	日赤の協力 （法77）
1　収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与	○	

2　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	○	○
3　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	○	○
4　医療の提供及び助産	○	◎
5　被災者の捜索及び救出	○	
6　埋葬及び火葬	○	
7　電話その他の通信設備の提供	○	
8　武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	○	
9　学用品の給与	○	
10　死体の捜索及び処理	○	◎処理の一部
11　武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	○	
12　安否情報の収集、提供		○

注）◎印＝委託

(3) 事務の代行

ア　知事による町事務の代行

武力攻撃災害などにより、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、知事は、市町村長が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を代行することとされています。(法14)

イ　事務の代行の手続

町が事務を行うことができなくなったとき	知事の代行、公示
町が事務を行うことができるようになったとき	町長への事務引継
知事が代行を終了したとき	町長への通知、公示 （終了、代行した応急措置）